

令和5年第1回（5月）臨時会

西伊豆町議会会議録

令和5年5月8日 開会

令和5年5月8日 閉会

西伊豆町議会

令和 5 年第 1 回（5 月）西伊豆町臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号（5 月 8 日）

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者	4
○開会宣告	5
○開議宣告	5
○議事日程説明	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○日程の追加	6
○西伊豆町議会議長の辞職について	6
○日程の追加	8
○選挙第 5 号 西伊豆町議会議長の選挙	8
○日程の追加	10
○選挙第 6 号 西伊豆町議会副議長の選挙	11
○選任第 1 号 西伊豆町議会常任委員会委員の選任	13
○選任第 2 号 西伊豆町議会運営委員会委員の選任	14
○選挙第 1 号 下田地区消防組合議会議員の選挙	15
○選挙第 2 号 西豆衛生プラント組合議会議員の選挙	16
○選挙第 3 号 一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の選挙	18
○選挙第 4 号 南伊豆地域清掃施設組合議会議員の選挙	19
○承認第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	20

○議案第 28 号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
○議案第 29 号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
○諮問第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
○同意第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	40
○閉会宣告	41
○署名議員	42

西伊豆町告示第47号

令和5年第1回西伊豆町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年4月21日

西伊豆町長 星 野 淨 晋

1. 期 日 令和5年5月8日

2. 場 所 西伊豆町役場 議場

3 付議事件

- (1) 西伊豆町議会常任委員会委員の選任について
- (2) 西伊豆町議会議会運営委員会委員の選任について
- (3) 下田地区消防組合議会議員の選挙について
- (4) 西豆衛生プラント組合議会議員の選挙について
- (5) 一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の選挙について
- (6) 南伊豆地域清掃施設組合議会議員の選挙について
- (7) 専決処分の承認を求めることについて（西伊豆町税条例等の一部を改正する条例）
- (8) 田子町有地内における落石に伴う損害賠償の額の決定について
- (9) 令和5年度西伊豆町一般会計補正（第1号）
- (10) 人権擁護委員候補者の推薦について
- (11) 西伊豆町監査委員の選任について（議選）

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（１０名）

１ 番 松 田 貴 宏 君

３ 番 仲 田 慶 枝 君

５ 番 芹 澤 孝 君

７ 番 山 田 厚 司 君

９ 番 堤 和 夫 君

２ 番 浅 賀 元 希 君

４ 番 堤 豊 君

６ 番 高 橋 敬 治 君

８ 番 西 島 繁 樹 君

１０ 番 増 山 勇 君

不応招議員（なし）

令和5第1回（5月）臨時町議会

（第1日 5月8日）

令和5年第1回（5月）西伊豆町議会臨時会

議 事 日 程（第1号）

令和元年5月8日（木）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 選任第 1号 西伊豆町議会常任委員会委員の選任
- 日程第 4 選任第 2号 西伊豆町議会議会運営委員会委員の選任
- 日程第 5 選挙第 1号 下田地区消防組合議会議員の選挙
- 日程第 6 選挙第 2号 西豆衛生プラント組合議会議員の選挙
- 日程第 7 選挙第 3号 一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の選挙
- 日程第 8 選挙第 4号 南伊豆地域清掃施設組合議会議員の選挙
- 日程第 9 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（西伊豆町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 10 議案第28号 田子町有地内における落石に伴う損害賠償の額の決定について
- 日程第 11 議案第29号 令和5年度西伊豆町一般会計補正（第1号）
- 日程第 12 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 13 同意第14号 西伊豆町監査委員の選任について（議選）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第13まで議事日程に同じ

追加1 日程第1 西伊豆町議会議長の辞職について

追加2 日程第1 選挙第5号 西伊豆町議会議長の選挙

追加3 日程第1 選挙第6号 西伊豆町議会副議長の選挙

出席議員（10名）

1番 松 田 貴 宏 君

2番 浅 賀 元 希 君

3番 仲 田 慶 枝 君

4番 堤 豊 君

5 番 芹 澤 孝 君

7 番 山 田 厚 司 君

9 番 堤 和 夫 君

6 番 高 橋 敬 治 君

8 番 西 島 繁 樹 君

10 番 増 山 勇 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 星 野 淨 晋 君 副 町 長 高 木 光 一 君

教 育 長 鈴 木 秀 輝 君 総 務 課 長 白 石 洋 巳 君

まちづくり課長 長 島 司 君 窓口税務課長 高 橋 昌 子 君

健康福祉課長 渡 邊 貴 浩 君 教 育 委 員 会 長
教 事 務 局 長 朝 倉 通 彰 君

職務のため出席した者

議会事務局長 佐 野 浩 正 書 記 堤 浩 之

開会 午前 9 時 3 0 分

◎開会宣告

○議長（山田厚司君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより、令和 5 年第 1 回西伊豆町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（山田厚司君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（山田厚司君） 本日の議事日程及び本臨時会に、地方自治法第121条の規定によって出席を求めました者の名簿は、御手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山田厚司君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

2 番 浅賀 元希 君、

3 番 仲田 慶枝 君を指名します。

◎会期の決定

○議長（山田厚司君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日 1 日限りとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日限りと決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前 9 時 3 1 分

再開 午前 9 時 3 3 分

◎日程の追加

○副議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

ただいま、議長の山田厚司君から、議長の辞職願が提出されました。

しばらくの間、議長の職を務めさせていただきますので、御協力のほどよろしくお願いします。

お諮りします。

西伊豆町議会議長の辞職についてを、急施事件と認め、日程に追加し、追加 1 の日程第 1 とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

よって、西伊豆町議会議長の辞職についてを、日程に追加し、追加 1 の日程第 1 とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前 9 時 3 4 分

再開 午前 9 時 3 6 分

◎町議会議長の辞職について

○副議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

追加 1 の日程第 1、西伊豆町議会議長の辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、山田厚司君の退場を求めます。

〔山田厚司君 退場〕

○副議長（堤 豊君） お諮りします。

事務局長に辞職願を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（佐野浩正君） それでは、朗読させていただきます。

令和5年5月8日

西伊豆町議会副議長 堤 豊 様

西伊豆町議会議長 山田厚司

辞職願。

このたびに西伊豆町議会議員の申合せにより、西伊豆町議会議長を辞職したいので許可されるよう願出ます。

以上です。

○副議長（堤 豊君） お諮りします。

山田厚司君の議長の辞職を許可することに御異議はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、山田厚司君の議長の辞職を、許可することに決定しました。

山田厚司君の入場を許します。

〔山田厚司君 入場〕

○副議長（堤 豊君） 山田厚司君。

辞任の挨拶を壇上よりお願いします。どうぞ。

〔山田厚司君登壇〕

○議長（山田厚司君） 議長退任の挨拶、

議長を退任するに当たり、一言お礼の挨拶を申し上げます。

令和3年の4月臨時会において、はからずも、議長に選出いただきまして、2年間、明るい町政の推進と円滑な議会の運営に努力してまいりました。何分力量不足で、皆様方の御期待に十分に答えられなかったと思っておりますが、幸いにして、議員各位から格別のご支援、ご協力をいただき、また、町長をはじめ、町管理職各位からも、手厚いご援助と、ご指導を賜ってまいりました。おかげさまで、議長としての職務職責を全うすることができましたこ

とは誠にお礼申し上げる次第でございます。今後も、町の発展のため全力を尽くしてまいりますので、変わらぬご厚誼を賜りますようお願い申し上げて、議長退任の挨拶とさせていただきます。以上であります。ありがとうございました。

◎日程の追加

○副議長（堤 豊君） ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

西伊豆町議会議長の選挙を日程に追加し、追加２の、日程第１とし、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、西伊豆町議会議長の選挙を日程に追加し、追加２の日程第１とし、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前 ９時４１分

再開 午前 ９時４４分

◎選挙第５号 町議会議長の選挙

○副議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

追加２の日程第１、選挙第５号、西伊豆町議会議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖します。

〔議場を閉鎖する〕

○副議長（堤 豊君） ただいまの出席、出席議員数は１０名です。

次に、立会い人を指名します。

会議規則第３２条第２項の規定により、立会い人に、５番、芹澤孝君。６番、高橋敬治君を指名します。

投票用紙を配布します。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙の配布〕

○副議長（堤 豊君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（堤 豊君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱の確認〕

○副議長（堤 豊君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（佐野浩正君） 1 番、松田貴宏議員。

2 番、浅賀元希議員。

3 番、仲田慶枝議員。

5 番、芹澤孝議員。

6 番、高橋敬治議員。

7 番、山田厚司議員。

8 番、西島繁樹議員。

9 番、堤和夫議員。

10番、増山勇議員。

4 番、堤豊議員。

○副議長（堤 豊君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（堤 豊君） 投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

これより、開票を行います。

5 番、芹澤孝君。6 番、高橋敬治君。開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○副議長（堤 豊君） 選挙の結果を報告します。

投票総数10票。

有効投票 9 票。

無効投票 1 票です。

有効投票のうち、堤豊君 8 票、山田厚司君 1 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。

したがって、堤豊君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場の閉鎖を解く〕

○副議長（堤 豊君） 選挙の結果、私、堤豊が当選しましたので、会議規則第33条第 2 項の規定による、当選の、告知は省略いたします。

これより、この場において、当選受託の発言と挨拶を行わせていただきます。

ただいま議長に当選させていただきましたので、謹んでお受けいたします。よろしくお願いいたします。続きまして、就任の挨拶を行います。

〔議長席において就任挨拶〕

議長を就任するに当たりまして、一言御挨拶申し上げます。このたび、不肖私、議員の皆様方の推挙により、議長の要職をに就くことになりましたことは、まことに身に余る光栄であり、衷心から感謝をいたしておる次第です。私は、自らの浅学非才を顧みまして、責任の重さを一層痛感いたしておりますが、ここに、皆様方の推薦を受けました上は、西伊豆町の発展と、住民福祉の推進に、誠心誠意努力すること。努力いたすことで、覚悟でございます。また、議会の運営につきましては、不偏不党、公正無私の立場を堅持いたしますことを、ここにお誓い申し上げる次第であります。何とぞ皆様方の手厚いご支援と、ご鞭撻を受けたいわりますようお願い申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。

暫時休憩します。

休憩 午前 9 時 5 9 分

再開 午前 1 0 時 3 分

◎日程の追加

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

本期間中、暑いようでしたら、上着を外して結構です。

それでは、これより議長として、議事の進行をさせていただきます。

ただいま、副議長が議長に当選したため、副議長が欠けました。

お諮りします。

西伊豆町議会副議長の選挙を日程に追加し、追加 3 の日程第 1 とし、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、西伊豆町議会副議長の選挙を日程に追加し、追加 3 の日程第 1 とし、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 4 分

再開 午前 10 時 8 分

◎選挙第 6 号 町議会副議長の選挙

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

追加 3 の日程第 1、選挙第 6 号、西伊豆町議会副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖、議場を閉鎖します。

〔議場の閉鎖〕

○議長（堤 豊君） ただいまの出席議員の数は 10 名であります。

次に、立会い人を指名します。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会い人に、7 番、山田厚司君。8 番、西島繁樹君を指名します。

投票用紙を配布します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙の配布〕

○議長（堤 豊君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱の確認〕

○議長（堤 豊君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（佐野浩正君） 1 番、松田貴宏議員。

2 番、浅賀元希議員。

3 番、仲田慶枝議員。

5 番、芹澤孝議員。

6 番、高橋敬治議員。

7 番、山田厚司議員。

8 番、西島繁樹議員。

9 番、堤和夫議員。

10番、増山勇委員。

4 番、堤豊議員。

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

7 番、山田厚司君。8 番、西島茂樹君、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（堤 豊君） 選挙の結果を報告します。

投票総数10票。

有効投票 9 票。

無効投票 1 票です。

有効投票のうち、仲田慶枝君 9 票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、仲田慶枝君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場の閉鎖を解く〕

○議長（堤 豊君） ただいま副議長に当選されました仲田慶枝君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知します。

仲田慶枝君。

当選承諾の発言を議席から、挨拶を壇上からお願いします。

○議長（堤 豊君） はい、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 3番、仲田慶枝。ただいま副議長に当選させていただきました。

謹んでお受けいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（堤 豊君） 仲田さん。

〔副議長 仲田慶枝君登壇〕

○副議長（仲田慶枝君） 副議長を就任するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今回、議員の皆様方のご推挙により副議長に選ばれましたことは、この上もなく光栄に存じます。同時に、その任務の重大さを痛感するものでございますが、議長のもと、議会が公正に、しかも円滑に運営されますよう、及ばずながら誠心誠意努力いたしたいと存じます。どうかよろしく、皆様方の絶大なるご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。

○議長（堤 豊君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時23分

再開 午後 1時00分

◎選任第1号 西伊豆町議会常任委員会委員の選任

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

日程第3号、選任第1号、西伊豆町議会常任委員会委員の選任を議題とします。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、御手元の配布

の名簿のとおり、指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員は、御手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

各常任委員会は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長、副委員長を互選するため、委員会を開会していただきたいと思います。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時 1分

再開 午後 1時 2分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

休憩中、各常任委員会において、委員長、副委員長の互選が行われましたので、事務局長より報告させます。

議会事務局長

○議会事務局長（佐野浩正君） それでは、報告させていただきます。

第1常任委員会委員長に松田貴宏議員、副委員長に高橋敬治議員。

第2常任委員会委員長に浅賀元希議員、副委員長に増山勇議員。

広報編集委員会委員長に仲田慶枝議員、副委員長に増山勇議員。

以上です。

◎選任第2号 西伊豆町議会 議会運営委員会委員の選任

○議長（堤 豊君） 日程第4号。選任第2号、西伊豆町議会、議会運営委員会委員の選任を議題とします。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、御手元に配付した名簿のとおり、指名したいと思います。

これに異議はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は、御手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

なお、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長、副委員長を互選するため、議会運営委員会を開会していただきたいと思います。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時 3分

再開 午後 1時 4分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

休憩中、議会運営委員会が開催され、委員長、副委員長の互選が行われましたので、事務局より報告させます。

○議会事務局長（佐野浩正君） それでは、報告させていただきます。

議会運営委員会委員長に高橋敬治議員、副委員長に芹澤孝議員。

以上です。

◎選挙第1号 下田地区西伊豆町議会議長の選挙について

○議長（堤 豊君） 日程第5号、選挙第1号、下田地区消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

下田地区消防組合議会議員に浅賀元希君。芹澤孝君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名した、浅賀元希君。芹澤孝君を下田地区消防組合議会議員の当選人と認めることに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、浅賀元希君、芹澤孝君が、下田地区消防組合議会議員に当選されました。ただいま当選されました2人の方が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

浅賀元希君。失礼しました。浅賀元希君、芹澤孝君を、順次、当選承諾についての発言をお願いします。

2番、浅賀君

○2番（浅賀元希君） 2番、浅賀元希。ただいま御推薦をいただきました。下田地区消防組合議会議員をお受けいたします。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 5番、芹澤孝。はい。ただいま御推薦をいただきました下田地区消防組合、議会議員を、謹んでお受けいたします。

◎選挙第2号 西豆衛生プラント組合議会議員の選挙

○議長（堤 豊君） はい。次に、日程第6号、選挙第2号、西豆衛生プラント組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに御異議はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長において指名したいと思います。

これに御異議がありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

したがって議長において指名することに決定しました。

西豆衛生プラント組合議会議員に、山田厚司君、西島繁樹君、堤和夫君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました。

山田厚司君、西島繁樹君、堤和夫君を西豆衛生プラント組合議会議員の当選人と認めることに御異議がありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました。山田厚司君、西島繁樹君、堤和夫君が、西豆衛生プラント組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました3人の方が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

山田厚司君、西島繁樹君、堤和夫君。順次、当選承諾についての発言をお願いします。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 7番、山田厚司。ただいま御推薦をいただきました、西豆衛生プラント組合議会議員をお受けいたします。よろしくお願いします。

○議長（堤 豊君） 西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） ただいま御推薦をいただきました、西豆衛生プラント組合議会議員を、お受けいたします。よろしくお願いします。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） 9番、堤和夫。ただいま御推薦をいただきました、西豆衛生プラント組合、議会議員を慎んで謹んでお受けいたします。

◎選挙第3号 下田メディカルセンター議会議員の選挙

○議長（堤 豊君） 日程第7号、選挙第3号、一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第108、第118条第2定の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに異議はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長において指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

したがって議長において指名することに決定しました。一部事務組合下田メディカルセンター議会議員に、高橋敬治君、増山勇君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました。高橋敬治君、増山勇君を、一部事務組合下田メディカルセンター議員、議会議員の当選人と認めることに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した、高橋敬治君、増山勇君が、一部事務組合下田メディカルセンター議会議員に当選されました。

ただいま当選されました2人の方が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

高橋敬治君、増山勇君。順次、当選承諾についての発言をお願いいたします。

はい、6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 6番、高橋敬治。ただいま御推薦をいただきました、一部事務組合下田メディカルセンター議会議員をお受けいたします。

○議長（堤 豊君） 続きまして、増山勇君。10番。

○10番（増山 勇君） ただいま御推薦をいただきました、一部事務組合下田メディカルセンター議会議員をお受けいたします。よろしくお願いいたします。

◎選挙第4号 南伊豆地域清掃施設組合議会議員の選挙

○議長（堤 豊君） 日程第8号、選挙第4号、南伊豆地域清掃施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

したがって議長において指名することに決定しました。

南伊豆地域清掃施設組合議会議員に、松田貴宏君、仲田慶枝君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました。松田貴宏君、仲田慶枝君を、南伊豆地域清掃施設組合議会議員の当選2認めることに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

したがってただいま指名しました。松田貴宏君、仲田慶枝君が、南伊豆地域、清掃施設組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました2人の方が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2

項の規定による、告知をいたします。

松田貴宏君、仲田慶枝君。順次、当選承諾についての発言をお願いします。

1 番、松田貴宏君。

○1 番（松田貴宏君） 1 番、松田貴宏。ただいま御推薦をいただきました、南伊豆地域清掃施設組合議会議員をお受けいたします。

○議長（堤 豊君） 3 番、仲田慶枝君。

○3 番（仲田慶枝君） 3 番、仲田慶枝。ただいま御推薦をいただきました、南伊豆地域清掃施設組合議会議員をお受けいたします。

◎承認第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第 9、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 承認第 1 号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

専決処分の承認を求める件につきましては、地方自治法第179条第 1 項の規定に基づき、西伊豆町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） それでは、ただいま提案されました、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。

本件につきましては、上位法令であります。地方税、地方税法等の一部を改正する法律が令和 5 年 3 月 31 日に公布され、令和 5 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、法律の公布と同時に、西伊豆町税条例等の一部を改正する条例を、3 月 31 日に公布、4 月 1 日に施行することについて、地方自治法第179条第 1 項の規定に基づき、専決処分をさせていただきましたが、その内容について、同条第 3 項の規定に基づき報告させていただきます。承認をお願いするものでございます。承認第 1 号をめくっていただきまして、2 枚目が、専決第 1 号、令和 5 年 3 月 31 日の専決処分書でございます。さらに、1 枚めくっていただきますと、ここか

ら、西伊豆町税条例等の一部を改正する条例の、改正文でございます。改正部分は、1 ページから 6 ページまでございまして、この改正文による既存の条例を改めます。次に、7 ページから新旧対照表になっておりまして、33 ページまでとなっております。この新旧対照表は、左側が現行条例、右側が改正案で、改正箇所をアンダーラインでお示ししております。なお、この改正文及び新旧対照表につきましては、総務省、自治税務局から示された、法令改正の例示になったものでございます。改正文は、改正文及び新旧対照表、並びに法令改正に伴う、字句訂正や、項ずれ等に対応するものは、割愛させていただきまして、税制改正に伴う主な改正点について、お配りさせていただきました。専決承認第 1 号資料により、説明をさせていただきます。では、資料を御覧ください。軽自動車税に関する改正でございます。軽自動車税の環境性能割については、燃費性能に応じた、税率区分を設定し、その区分を 2 年ごとに見直すことにより、燃費性能が、よりすぐれた、自動車税の普及を促進するものです。令和 4 年度末は、見直しの時期に当たりますが、新型コロナウイルス感染症と背景とした、半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として、現行の税率 9 分を、令和 5 年 12 月末まで、据え置くこととなりました。その上で、2035 年までの、電動車 100%、乗用車、新車発売、とする政府目標を、整合させ、電動車の一層の促進普及を図る観点から、各税率区分における燃費基準達成度を 3 年間で段階的に引上げを行うものです。また、軽自動車税の種別割のグリーン化特例におきましても、電気自動車等を取得した場合、現行の経過措置についても、適用期限を 3 年延長するものです。最後に、施行期日でございますが、令和 5 年 4 月 1 日から施行します。ただし、個人住民税関係の規定は、規定の一部は、令和 6 年 1 月 1 日、及び令和 7 年 1 月 1 日から施行するものでございます。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これにより、本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

2 番、浅賀元希君。

○2 番（浅賀元希君） 今回の改正はですね、町にとっては、軽減になりますので税収が下がるってことになるのかなと思いますけども、その分の負担等っていうか、国からのですね、助成的なものはあるんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） これ、この保証についてはですね、補填についてはですね、

地方特別交付税の中に入ってきます。

○議長（堤 豊君） よろしいですか。

9 番、堤和夫議員。

○9 番（堤和夫君） 資料のほうですね。1 枚めくっていただいて、注 2 になりますけど、グリーンディーゼルに対する令和 4 年度における経過措置、2030 年度、燃費基準 60% 達成非課税、令和 5 年 12 月末まで延長するということになっておりますけども、当町においてこのグリーンディーゼル車におけるこれに対応をする車というのはあるのでしょうか。

○議長（堤 豊君） はい、窓口税務課長。

失礼、暫時休憩します。

休憩 午後 1 時 2 4 分

再開 午後 1 時 2 9 分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） 先ほど堤議員から質問がありました、クリーンディーゼル車ですけれども、申し訳ありません私の資料のほうで、グリーンって書いてありますけれども、クリーンの間違いです。まずそこを一つ訂正させてください。クリーンディーゼル車、ディーゼル車というのは、ほぼ普及しているのが普通車が多くてですね、西伊豆町のほうでは、このクリーンディーゼル車に該当する、今のところ車はありません。

○議長（堤 豊君） よろしいですか。ほかに、

1 番、松田貴宏君。

○1 番（松田貴宏君） 9 ページ、38 条の 3 の、森林環境税について、概略をちょっと教えてください。

○議長（堤 豊君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） はい、森林環境税ですけれども、これはですね地球温暖化防止や災害防止等の公益的機能を維持、増進するために創立させ、創立されます。で、森林環境税に関しましては、令和 6 年度から課税が開始されて、個人住民税の均等割に組み込まれて、入ってくるっていうか納めるような形になります。その森林間、環境税を、集めて今度は反対に森林環境贈与税として、各市町に分配されるような形になります。以上です。すい

ません。贈与じゃなくて譲与です。はい、森林環境譲与税です。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。

○議長（堤 豊君） はい。失礼しました。

5 番、芹澤孝君。

○5 番（芹澤 孝君） いや、ちょっとささいなことなんですけど、ここ、改正の中でね、現行のほうでは、何々によってって書いてあるんだけど、それが、何々より書き直されたのは、すごい多いんだよね、これによってを、よりに書換えたっていう趣旨は、どういう趣旨があるんだ。

○議長（堤 豊君） はい、窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） これはですね、あくまでも地方税法で、こちら改正に合わせて、地方税法の改正に合わせて町の条例を正しく改正させていただいたものですから、そこを、地方税法のほうでは、よってでしたっけ。から、今度は、によりに改正させていただいたということです。

○議長（堤 豊君） 5 番、芹澤孝君。

○5 番（芹澤 孝君） もう 1 点、説明資料のね、②のところに各税率区分における燃費基準達成年度、3 年間で段階的に引き上げるってかね。これは改正条文のほうは、どの部分に当たるんでしょうかね。

○議長（堤 豊君） はい、暫時休憩します。

休憩 午後 1 時 3 6 分

再開 午後 1 時 4 2 分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いてさ、再開します。

ただいま 5 番、芹澤孝議員のほうから、今回の質問に対して、6 月のときに、回答してもらえばという、申出がありましたもんで、そのような形で、それまでに調べておいて回答するようにお願いいたします。

そのほか、質問、質疑、

はい、9 番、堤和夫君。

○9 番（堤 和夫君） さきほど、グリーンとか、クリーンのが、まぎわらしいわけなんですけど

も、資料の専決承認第1号の資料の、軽自動車関係の(2)のところも、グリーン化特例と
なってますけども、これも、クリーンの間違いですよね。

○議長(堤 豊君) はい、窓口税務課長。

○窓口税務課長(高橋昌子君) すいません。この(2)のほうは、グリーン化特例で間違
いなんです。

○議長(堤 豊君) よろしいですか。

そのほか、質疑、いかがですか。

質疑はないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(堤 豊君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。これより討論を行います。先に、原案に反対者の発言を許し
ます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(堤 豊君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(堤 豊君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これにより本案を採決します。

承認第3号、専決処分の承認を認めることについては、原案のとおり決定することに賛成
の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(堤 豊君) 挙手多数でございます。

よって多数です。

よって、承認第3号は原案のとおり可決されました。失礼しました。承認第1号、1号は
原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(堤 豊君) 日程第10号、議案第28号、田子町有地内における落石に伴う損害賠償額
の決定についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案の理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第28号は、田子町有地内における落石に伴う損害賠償の額の決定についてでございます。

詳細につきましては担当課長より説明を申し上げさせていただきますが、今現在、皆様ところに議案第28号の説明資料をおつけさせていただいているかと思います。以前、全協におきまして高橋敬治さんのほうから、経緯について調べるようにということで御指示がございまして、調べさせていただいたんですけども、ここに至る経緯については詳細がわかりませんでした。ただ登記手続の事務に関しては、指示書がございましたので、そちらにつきましては雑駁ではございますが、3ページ目マル秘資料として載せさせていただいております。ただしこの資料につきましては個人名等が書いてございますので、あくまでも、この議会の中で収めていただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それでは、議案第28号、田子町有地内における落石に伴う損害賠償の額の決定についてを説明いたします。下記のとおり損害賠償の額を決定しようとするもので、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。賠償の理由としまして、令和5年3月27日に発生した、町用地からの落石により、個人住宅が被災しました。当該地は、個人からの寄附地であり、当時、協議事項として、土地利用者からの賃借料及び土地寄附者からの寄附金については、当該地が災害を受けた際の費用として使用することとしていたことから、今回の被災に当たり、相手方に生じた損害を賠償するものでございます。2番としまして賠償の金額。金44万円。賠償の相手方、賀茂郡西伊豆町田子2,336番地の9、森聡、御手元に配付してあります議案第28号の資料を御覧ください。まず1ページは位置図となります。発生場所は、田子2,336番地の9、姥浦。この土地は、平成19年度に、個人から町が寄附を受けた土地であり、土地の形状としますと、2,336番地の1、町有地の山林に囲まれた青枠内の平地、町有地箇所に住宅や倉庫が建っており、建物所有者は、町に賃貸料を支払っております。今現在18件で、年41万6,300円でございます。

次に、2ページ、2ページは、落石による被災状況の写真でございます。被害の状況としますと、2階ベランダの手すりの曲がり、雨戸の脱落、1階屋根軒先の綱板の破損、窓1枚、窓ガラス1枚の破損でございます。

次に3ページを御覧ください。3ページは先ほど町長が説明しました当該地土地寄附行為

に関する資料です。当時の関係者の個人名が出ておりますので、ここだけのマル秘としてください。議案書で説明しました、賠償の理由についての詳細が記載されております。

次に、4ページでございますが、4ページは、当該地に関する平成20年度から令和4年度までの歳入歳出差引簿で、収入については、土地の賃貸借料、寄附金で、合計額が934万6,500円。支出については、修繕費として、崩土除去、石積み修繕等で合計額、310万520円で、差引きが、差引額624万5,980円となっており、3ページの資料にもありましたが、土地利用者からの賃貸料、賃借料及び土地寄附者からの寄附金については、当該地が災害を受けた際の費用として使用することとしていたことから、今回の被災に当たり、損害賠償に充てたいものでございます。最後の5ページでございますが、損害、損害賠償の金額、44万円の内訳となります。以上簡単ですが、説明を終わります。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑はありませんか。

10番、増山君。はい、勇君。

○10番（増山 勇君） ちょっとお尋ねするんですけども、この資料の中に、個人からの賃貸料や寄附金を基金をつくって云々って書いてありますけど、この基金ってのは実際あるのかどうかっての。

○議長（堤 豊君） はい、総務課長。失礼しました。

町長。

○町長（星野淨晋君） はい。調べていく上で基金というものは存在をしております。ですので今後、こういった経緯があるのであれば、しっかりと今後は対応する必要があるだろうということで、今内部で協議をさせていただいております。

○議長（堤 豊君） はい、6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 私もその辺が疑問に思ったんですけども、今、総務課長がね、歳入、歳出、さ、差引簿って言いましたかね。これでやってる、やってるにもかかわらず、一般会計上これはどうなってんのかなと。いうのが非常に不透明なんですよね。それが今の回答ですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい、この歳入歳出差引簿につきましてはこの案件が出て、皆さんか

ら、どういう状況だったのかということ調べなさいということがございましたので、調べさせていただいた結果、基金をつくと書いてあるなど。ただ基金はないという状況で、この土地を寄附していただいたときから、賃料としては幾ら町が入っているのか、そしてこの周辺の災害もしくはいろいろな案件で、西伊豆町としてはどのぐらい出費してるのかというものを一応明確にするためにこういったものをつくる必要があるということで今回つくらせたものでございます。ですので、この案件が出るまでこの帳簿自体はそもそもございません。ですので一般会計の予備費や、建設課などの工事ですね、そういったもので、もしくは災害対応のお金で、対応していたということでございます。ただ今回、これをつくったことによって、明確になりましたので、今後はこういったものがしっかりと残るように、わかりやすい管理をしていく必要が当然あるかというふうに思っておりますので、今、部内で検討しているということでございます。

○議長（堤 豊君） 6 番、高橋敬治君。

○6 番（高橋敬治君） 結局ね、今回何でこれが出てきたかっていうことを考えればですね、これ損害賠償が発生したんで、出さざるを得なかったと。いうようにもとれるわけですよ。例えば4 ページのね、資料を見ると、賃借料が入る、それから、いろんなものを撤去費用、これ個人のところに、それなりの損害を与えているような内容には身受けられない。ところが今回は個人の住宅に対して被害を与えた、だからその処理をどうするかっていうところが出てきたと思うんですね。ですから非常に今まで我々には隠れていた。さっきの説明からしてもですね、賃借料が入ってるのに、どこにどうなってるかわからない、それからお金払ってるけど、一般会計のどの部分から入ってるかわからない、こういう説明が今までなかった。という理解ですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 支出部分につきましては区からの要望とか、当然、もうどうしても町有地内に、倒壊する危険のある家屋というものがあつたときに、撤去するときに、一般会計のほうから、周辺住民に被害を及ぼさないようにと、あくまでもその町有地の中でございしますので、対応させていただいた部分はあろうかというふうには思っております。ですのでその、わけのわからず出費をされたということではなくて、事前に災害やそういった被害から、周辺の町民を守るために出費をしていたと。いうものでございます。ただ今回この案件がございしますので、実際この土地に関連して、どういった処理が行われていたのかということとは一度明確にする必要がございしますので、全て調べをさせていただいてこういった表をつくら

せていただいたというものでございます。

○議長（堤 豊君） はい、9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） そうすると町長3ページにね、当時、個人からの賃借料や寄附金を基金をつくって、寄附地が災害を受けたときの、修繕費に使用する仕組みづくりをというふうなことが書いてあるんですけど、こういう方向にいくということによろしいんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 当然これはですねその当時の書きとめたものをここに明文化しておるものでございますので、本当にこういったものが、1番最後の決裁までいつてるかということとはわかりません。ですので、平成20年の頃に議員だった方もこの中にいらっしゃるかと思いますが、このような案件が全協に出てきたという記憶が私にはございません。ただこういったものが出てきた限りは、その当時、こういう話合いがされたであろうということを、慎重に受け止めてつくる必要があるかなということで今部内で検討しているというものでございます。

○議長（堤 豊君） 質疑ありませんか。

はい、3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 4ページのところでございますが、この合計のところの624万5,000にながしというのは、これは拾った結果出てきたということで、拾った結果、出てきた数字ということで、これが簿外にこれが存在してるってことではないんですよ。今、一緒になっちゃっているということです。ほかのものと全部一緒になっているということでたまたま拾ってみたらこういうことで、このようなところは、寄附されたところで、こうやって出すべきところはほかには幾つか存在するんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 基本的にこういった基金というものはほかに存在をしておりませんので、ないと思います。私が就任して以降は寄附した、していただいたというのはございませんので、そういったものはございませんが、以前そういったものがあつたかというふうに言われるとそれはわかりません。ただ、こういう寄附としてもらっているという記述は多分ございませんので、そういった基金というものも当然なかろうというふうに思います。ただ今後、国のほうが、管理費の10年分を払えば、国の土地として受けるというようなことが法律で決まっているというふう聞いておりますので、国のほうについてはそういったものが今

後出てくる可能性はございますが、町としては、有益な土地、今後使用することが可能であると判断出来ない土地について、寄附をするということは多分なかろうというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 確認させていただきたいのですが、寄附していただいた土地で、賃借料をいただいているところはほかにはないということによろしいですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 以前にここのほかにも土地を寄附されているということについて私も承知している部分がございます。ただそこが、賃借料をもらっているのかというふうに今聞かれると、ちょっとそこはまだ私は定かではないので、もらっていますというお答えは出来ませんが、ほとんどが山林ではないかというふうに思います。ただ真ん中には借地をしている部分があるかもしれませんので、申し訳ございませんが、今そこについては明確にお答えすることは出来ません。

○議長（堤 豊君） はい、町長。

○町長（星野淨晋君） はい、すいません他の寄附地でもやはり、住宅の土地があるということでございますので、何かしらの、賃借料はいただいているかというふうに思います。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） はい。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

○議長（堤 豊君） 先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。議案第28号田子町有地内における落石に伴う損害賠償の額の決定については、原案のとおり決定することに賛成者の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） はい。挙手全員、挙手全員で、
よって、原案、議案第28号は原案のとおり、可決されました。
暫時、休憩します。

休憩 午後 2時 1分

再開 午後 2時 6分

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

日程第11、議案第29号、令和5年度西伊豆町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。
議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第29号は、令和5年度西伊豆町一般会計補正予算（第1号）でございます。
詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。
よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それでは、議案第29号、令和5年度西伊豆町一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入、歳出総額にそれぞれ4,940万5,000円を追加し、それぞれの金額を72億6,340万5,000円としたいものでございます。

2ページをお願いします。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額の順に朗読します。14款、国庫支出金、178万6,000円。1項、国庫負担金、3,270万2,000円。2項、国庫補助金、3,091万6,000円の減。18款、繰入金、1項繰入金ともに、4,761万9,000円。歳入合計に4,940万5,000円を追加し、72億6,340万5,000円としたいものでございます。次に歳出です。款、項、補正額の順に朗読します。2款、総務費、1項、総務管理費、ともに44万円。4款、衛生費、1項保健衛生費、ともに4,490万円。6款、商工費、1項、商工費ともに550万円の減。9款、教育費、956万5,000円。1項、教育総務費、51万円。6項、保健体育費、905万5,000円。歳入合計に4,940万5,000円を追加し、72億6,340万5,000円としたいものでござ

ざいます。

3 ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1 総括、歳入です。これにつきましては先ほど説明いたしました第 1 表歳入歳出補正予算の歳入と同様ですので、省略させていただきます。次に歳出です。これにつきましても、第 1 表と同様ですが、補正額の財源内訳につきましては、記載のとおりでございます。

4 ページをお願いします。2、歳入です。14 款 1 項 2 目、衛生費国庫負担金、3,270 万 2,000 円。これは、令和 5 年度の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金で、予防接種委託料や医師等報酬へ充当するものです。14 款 2 項 1 目、総務費国庫補助金、4,311 万 4,000 円の減。地方創生推進交付金を予定していましたが、不採択であったため減額をするものでございます。3 目、衛生費国庫補助金、1,219 万 8,000 円。令和 5 年度の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金で、職員の時間外手当、会計年度任用職員報酬、接種券作成業務委託等の事務費へ充当するものです。18 款 1 項 1 目、財政調整基金繰入金 2,616 万 9,000 円、財源不足調整分として基金より繰入れを行います。5 目、ふるさと応援基金繰入金 2,145 万円。地方創生推進交付金不採択及び給食運搬車購入に伴い不足する財源をふるさと応援基金より繰入れを行います。

5 ページをお願いします。歳出です。主なものについて説明させていただきます。2 款 1 項 15 目、付帯施設管理費、44 万円。これは、議案第 28 号で上程しました、田子町有地内における落石に伴う損害賠償建物の修繕費となります。16 目、まちひとしごと創生事業、0 円。地方創生推進交付金を予定していましたが、不採択に伴う財源更正となります。国県支出金 1,011 万 5,000 円の減は、地方創生推進交付金の減額。その他財源の 1,245 万円は、ふるさと応援基金からの繰入金となり、一般財源を 233 万 5,000 円減額をしています。4 款 1 項 2 目、予防費 4,490 万円は、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う関連経費となり全額国庫支出金の充当となります。

6 ページをお願いします。6 款 1 項 3 目観光費、550 万円の減。恋人の聖地、広域市町村デジタル連携共同事業は、他市町と共同で申請する負担金事業でありましたが、地方創生推進交付金が不採択となったため事業を取り下げるものです。また、財源構成は、まちひとしごと創生事業と同様に、地方創生推進交付金不採択によるものです。9 款 1 項 4 目、文教施設整備委員会費 51 万円のうち、7 節、報償費 30 万円。認定こども園に関するワークショップのファシリテーター謝礼。10 節需用費 21 万円、ワークショップに伴うホワイトボード等の消耗品代となります。9 款 6 項 3 目、田子給食センター費、905 万 5,000 円。令和 6 年 4 月に、

田子給食センターに市内の給食センター統合を予定しており、現在の仁科方面への配送に加えて賀茂方面への配送も必要となるため、新規で給食運搬車を購入するための経費を計上したいものでございます。簡単ですが以上で説明を終わります。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

1 番、松田貴宏君。はい。

○1 番（松田貴宏君） 6 ページの教育費、ワークショップについて、予算が上がってきたんですけどワークショップどういう感じで進めるか、わかってるところを教えてください。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） はい、今松田議員から質問があった件でございますが、6 月からですねこの 5 月の 15 日の回覧で、町民の方に募集をかけてですね、応募を募っていきたいというふうに考えております。で、そこから月 1 回のペースでですね、進めていきたいなということで考えております。以上です。

○議長（堤 豊君） 1 番、松田貴宏君。

○1 番（松田貴宏君） それで、ファシリテーターはどのような方を願います予定でしょうか。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） はい、今ですね県の教育委員会のほうからもですね、紹介をいただきまして、今、静岡大学の教育学部の准教授の方で島田桂吾さんという方がいらっしゃる。その方に依頼したいと考えております。参考でございますが先生はですね、牧之原市の方ですね、教育の在り方検討会の会長なども務めておりますので、適任だろうということで依頼したいというふうに考えております。

○議長（堤 豊君） 他にございませんか。

10 番、増山勇君。

○10 番（増山 勇君） すいません、今の件なんですけども、ワークショップの期限っていうか、どういうスケジュールでやるのかっていうのが一つ。2 点目はですね、同じページの恋人の聖地、これ、採択になったっていう説明なんですけども、具体的にはどういう、ことをやろうとしてたんですか。その点を二つ聞きます。

○議長（堤 豊君） はい、教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） 1点目のファシリティーディングワークショップのスケジュールということでございますが、まずは全くフラットな状態から進めていきたいというふうに考えています。最終的にもし、建設することが必要であろうということになれば、当然、候補地の選定とかですねそういったところまで進めていければいいかなと思いますが、まずは、白紙の状態から、皆さんの御意見を伺いたいというふうに考えています。

○議長（堤 豊君） 10番、増山勇君。失礼。

はい。まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） はい、恋人の聖地のデジタル連携共同事業負担金でございますけれども、恋人の聖地自体はですね、全国の市町村の民間で約200団体がですねデジタル基盤を活用した連携によりまして、人材であるとか産業自然環境等に、地域資源を生かしながら、首都圏からですね各地域への持続的な人と資金の流れを強化するために実施するものということで実施したいもので、したかったものでございます。具体的には、デジタルプラットフォーム、ホームページ上にですね、そういったものをつくりましてその経費として今回計上したわけでございますけれども、この事業自体はそのほかにも、例えば、夕陽のまちづくり推進事業であるとか、観光誘客事業それらあたりもセットにして申請を行ったわけですが、この市町村デジタル連携協働事業だけが採択をされたものでございます。ただこれだけをですね採択を受けたとしても、交付金の目的が達成出来ないだろうということで、恋人の聖地観光協会、市町村会事務局、具体的にはNPO法人、地域活性化支援センターとですね、参加している17の市町が、共同で協議をいたしまして、この事業を取り下げるということで今回、減額をさせていただくものでございます。

○議長（堤 豊君） 他にございませんか。

10番、増山勇君。

○10番（増山 勇君） 続けてお聞きしますが、ワークショップのですね、要するにこども園を中心にしてあるのか、あるいは小中一貫校を念頭にしてやるのか、その辺は現在はどうのように考えていらっしゃいますか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 先ほど局長が答弁させていただいたように、まずは真っ白の状態ですから、幼とか小中一貫校とかということをうちのほうから申し上げる必要はないかというふうに思います。またそれを申し上げますと一般質問にも答弁しましたがけれども、町のほうに

誘導しているということを言われても困ります。ただ、認定こども園2園については、浸水想定区域内にあるということは事実でございますので、まず小さい子の安全の確保を最優先にお願いをしたいということだけは申し上げていきたいというふうに思いますけれども、今のほうからこれこれこういう方法で、ファシリテーションの方向性を作ってくださいというようなことを言うべきではないというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 10番、増山勇君。

○10番（増山 勇君） 要するにね、いつまでやるのかってスケジュールはどういうふうになってるんですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 二、三回で結論が出るのであればそれはそれでよろしいのかもしれませんが、ずっと議論が煮詰まらずに長引くということであれば、毎回、私たちは開催をして、ある程度意見の一致が見られるまでやり続ける必要があろうかというふうに思います。途中で切上げますと当然、住民の声を聞かないというおしかりを受けますので、その辺には細心の注意を払って行っていきたいというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 10番、増山君。

失礼。9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 今のファシリテーターの下のところの、10節、需用費の消耗品で、総務課長、ホワイトボードということなんですけども、ホワイトボードに11万円ってのは、ちょっと高額だなと思うんですけども、これは一つの学校ですか。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） 私のほうで回答させていただきますが、ワークショップ、人数30人程度で見込んでおります。通常ワークショップとなりますと、班をつくって議論をさせていただくと、1チーム五〜六人ということで、今回でいきますと5班か6班かというところになろうかと思いますが、今、教育委員会1台ホワイトボードがございます。一応会場を基本的に中央公民館の多目的ホールで開いた場合ということを想定しておりまして、残りの4台分をですね、買わせていただきたいということでございます。ホワイトボード1台2万から2万ちょい強をしますので、それに伴った消耗品等もございまして計上させていただいたものでございます。

○議長（堤 豊君） 他に、7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 今のワークショップの話なんです。ホワイトボードです。ホワイトボ

ードの話はわかったんですけど、会場の話ですよね。大丈夫。防災センターの3階を想定し、そういうことはないですか。場所を想定してるってこともそれもないわけですよね。今のところ、例えば場所を限定して、どこどこでやるよっていうふうなことで限定しちゃうと、ホワイトボードが幾つ足りない何が足りないというふうなことになると、ある程度、場所がここでしかやれないよっていうふうなことになってしまいますんで、ある程度場所を、仁科地区、だから賀茂地区、安良里地区とか、そういったことで考えてるっていうふうに思ってるいいんでしょうかその辺どうでしょうか。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） 毎回ですね、会場を動きますと、備品等を全部持っていかなきゃならないとかっていうこともございまして今の現状ですと、駐車場の確保とかですね、そういったことも踏まえてですね中央公民館の3階の多目的ホールを開催したいというふうに考えております。

○議長（堤 豊君） 他にございませんか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 6ページのね、教育費の田子給食センターの件ですけど、給食運搬車が補正で出てきたってことは、この給食センターの改修のスケジュール間が出たのかなあと思いますんで、それをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） 今回の自動車の購入の関係につきましてはですね、当初予算時までにですね、運搬方法について、最終決定まで至ら至っていなかったということで今回補正計上させていただいたと、いうことでございます。で、田子給食センターでつくったものを、仁科地区と宇久須方面に搬送していくと、2台を2台体制では搬送していくということでございまして、1台増設をさせていただきたいということでございます。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） いや、だから私が聞きたいのは、車を買うんだけど、じゃあ、田子給食センターが、そういう配送、改修して配送できるのは、いつ頃を目途にしていますかってことを聞きたかったんです。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） 令和6年の4月からですね、そういった運用をしていきたいというふうに考えております。

○議長（堤 豊君） 6 番、高橋敬治君。

○6 番（高橋敬治君） 令和 6 年度、運用っていうことを考えると相当早い、前倒しの予算措置かなあというふうに思うんですね。私は内容がわかんないもので、これを早く、今の補正予算で出てくるってことはですね、恐らく田子の改修を急いで、不要になってくる賀茂の給食センターだとかね、この辺の整理を今年度中に逆に進めると、そういうことによって賀茂、田子小の統合、あるいは、西伊豆中学のいろんな改修ですね、これに着手できるんじゃないかなと思ってたんですけどもそうじゃないんですか。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） 給食車がですね、オプション発注ということになりますので発注から納車までに時間が非常にかかるということでございまして早期の対応をとらせていただきたいというものでございます。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

5 番、芹澤孝君。

○5 番（芹澤 孝君） 6 ページのワークショップの話なんですけど、これ、人選はどのような方針で、人選するのかってことと、その人選の状況、進め具合、どのような状況かっていうこと。それとその前のページの田子障害物44万円の附帯修繕費が出てたけど、これの内容がわかりました。

○議長（堤 豊君） いいですか。はい、教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） 芹澤議員の 1 番最初の質問ですが、ワークショップの人選方法ということでございますが、人数的には30人程度、想定しています。で、一般枠と保護者枠といった形で広くですね町民の方から参加者を募っていきたいと思っております。募集方法につきましては、回覧とか町のホームページを通じて募集をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（堤 豊君） はい。総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） ともう 1 点、5 ページの 2 款 1 項15目の付帯施設管理費の44万円とこれ何ですかって話ですけども、先ほどの議案28号の、お手元に配付しました資料の、5 ページを御覧になってもらえば、田子の町有地の賠償の関係の金額の44万円で、内訳としますとここに書いてあるとおりでガラスとか木製雨戸の新設とかいろいろ書いてありますけどもこれで合計が44万円で、この附帯施設等の修繕費っていう格好で出させていただくということでのことでございます。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。マイクを近づけてお願いします。

○5番（芹澤 孝君） 44万円ちょっと勘違いしてしまして、すいませんでしたね。申し訳ない。それで人選のね。進め方って今どの程度まで行ってるのか。どんどんもう前進する方向で進んでいるのか、どう、どうなんですか。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） 先ほどですね松田議員の質問の中でも1回一応回答させていただいたと思いますが、今月中、5日の回覧に募集の回覧をさせていただきたいと思っております。で、人選というのはこちらが選ぶわけじゃなくて、応募型できますので、こちらから、駄目だよそうということはなく、広く、1度は募集を受けるということで考えております。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。国庫支出金のところで、地方創生推進交付金の不採択により減額になっていて、そして、それと恐らく関連していると思われませんが6ページの商工費のところ、ところですね、真ん中一般財源から2,749万9,000この辺が恐らく関連しているかと思うのですが、先ほどのご説明で恋人の聖地のことはもう諦めたというかやめるということですが、ほか、一般財源に振り向けることにしたもの、地方創生推進交付金が不採択になったものを少し細かく教えていただければと思います。

○議長（堤 豊君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） はい、まずですね当初予算の段階のときに皆さんに、この表をお配りしたかと思えます。地方創生推進交付金の4事業っていうものがあるかと思えますけれども、今回、採択となったのがこの1番と2番の事業になります。明細につきましては、こちらのほうを後でご確認いただきたいと思いますと思うんですけれども、例えば、15ページの16目まちひとしごと創生事業におきましては、産業振興拠点プロモーション事業、それから食糧費、イベント施設、イベント施設設備の使用料、この3項目が今回採択を受け受けることが出来ませんでした。次の6ページでございますけれども、こちらにつきましては、ロケツアーリズム、事業委託、それから宣伝、広告料、誘客事業委託、夕陽のまちづくり推進事業委託等、7項目についてが採択を受け受けることが出来ませんでした。先ほど、一つだけで、デジタル連携共同事業負担金については、採択を受けたんですけれども、ほかの事業が駄目だということの中で、これだけやっても、K P I いうか、目的が達成出来ないの、こちらに

については取り下げるという形をとったということでございます。

○議長（堤 豊君） 3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。じゃ、ごめんなさいもう一度お願いしたいですけど、一般財源に振り分けて、残したものをもう1回教えていただいていいですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 詳細についてはまた後ほど担当課に行って聞いていただければと思いますけれども、残したものというのは、もともとが、この推進交付金などを使わずにも、この名前に行っていた事業を、この推進交付金をうまく使わせていただいて、国からお金をいただき、事業を存続させていたというものでございますので、本来この交付金がなければ単費でやっていた事業を、もともとの単費に戻したというものでございます。新たに西伊豆町として増えたということはございません。ただあの、ロケについては、増やしておりますけれども、これは西伊豆町をPRする上で、必要でございますので、推進交付金がなくても、やるべき事業ということで、一般財源のほうから繰入れをしてやっているというものでございます。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

はい、5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） ワークショップの話なんだけど、募集で人選、集めるって言ってるけど、もしこれ、募集でね、30人で5グループ作るって言ってるんだけどその、集まらなかったら、定員30人集まらなかった場合についてはどのように考えてるんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） 何人程度不足しているかにもよりますけども、一般の方と、保護者の方で偏りがあった場合は、若干、人数調整をするということも必要なのかなというふうに考えております。実際、どれぐらい来てくれるかということが、今のところ全くわからない状態ですので、状況を見ながらですねちょっと判断させていただければと思います。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第29号、令和5年度西伊豆町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） はい。挙手全員です。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第12、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 諮問第1号は人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

候補者の推薦につきましては、長島田鶴子氏が、令和5年9月30日をもちまして任期満了のため、同氏を再びお願いをしたいというものでございます。履歴につきましては別紙添付をさせていただいておりますので、ご覧の上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に再生者、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、委員の候補者として適任と、適任であると認めることに賛成者の諸君は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員であります。

よって諮問第1号は適任と認めることに決定しました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第13、同意第14号、西伊豆町監査委員の選任について、を議題とします。

本案は、地方自治法第117条の規定により、山田厚司君の退場を求めます。

〔山田厚司君 退場〕

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 同意第14号は西伊豆町監査委員の選任についてでございます。

議会から推薦のありました山田厚司議員を西伊豆町監査委員に選任をしたいので、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

同意第14号、西伊豆町監査委員の選任については、これに同意することに賛成諸君は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員であります。

よって、同意第14号は、原案に同意することに決定しました。

山田厚司君の入場を許します。

〔山田厚司君 入場〕

◎閉会宣言

○議長（堤 豊君） 以上で本日の日程は全部終了し、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これにて令和5年第1回西伊豆町議会臨時会を閉会します。

皆さんお疲れさまでした。

閉会 午後 2時42分